

東山小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) 基本理念について

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。

したがって、本校では、これらの基本的な考えを基に教職員が日ごろからささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる学校づくりを進める。また、児童の保護者、地域の方、児童相談センター等の関係機関との連携を図りながら、いじめの防止と早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するよう努める。

(2) いじめの定義について

「いじめ」とは、「**児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。**」（※いじめ防止対策推進法）とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なもの（※重大事態）が含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめ防止対策組織

(1) 組織等について

- ・いじめの防止や対応を実効的なものとするために、「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を設置する。
- ・その構成員は、全職員で構成し、必要に応じて、「スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の関係機関の担当者」も含めて開催する。

- ・原則として月1回の定例委員会を開催し、「報告・連絡・相談・確認」体制を確立する。また、いじめ事案が発生した場合は、速やかに臨時委員会を招集し、対策を講じる。臨時委員会の開催の場合の構成員は、必要に応じた適切なメンバーとする。

(2) 「いじめ・不登校・虐待対策委員会」の役割

ア 「東山小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・教職員への「学校の取組の評価アンケート」の実施と検討
- ・学校評価の評価項目等の検討
- ・児童へのアンケート結果や評価結果をもとに状況を確認・検証

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初め職員会議等での、「東山小学校いじめ防止基本方針」の周知
- ・児童へのアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討
- ・職員会議等での情報交換や報告による共通理解を図った上での取組や実践の充実

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりやホームページ等を通じて、取組状況や評価結果の情報発信

エ いじめ事案への対応

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合、正確な事実の把握に努め、いじめとして対応すべき事案か否かの判断
- ・いじめ事案と判断した場合については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的な対応。必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携した対応
- ・被害児童のケアや支援
- ・加害児童への指導や支援
- ・問題の解消（再発防止の教育活動、その後の経過の見守り）に向けた指導・支援体制の組織化

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ・児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくり・学年づくりを進める。
- ・児童の活動や努力を認め、楽しく分かる授業の展開や自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図り、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成、好ましい人間関係づくりを図る。
- ・道徳教育や体験活動の充実を図り、児童の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組む。

- ・情報モラル教育を学級活動の年間計画に位置づけ、児童が携帯電話やインターネットの使用で「ネット上のいじめ」や有害サイトによる犯罪に巻き込まれないよう、正しく利用できるマナーについての理解を深める。
- ・教職員の校内研修を計画的に実施する。年度初めには、「東山小学校いじめ防止基本方針」をもとに、共通理解を図る。
- ・「東山小学校区子ども育成ネットワーク」と連携し、個別に問題を抱えている児童の援助をする。
- ・東山ふれあいフェスタ等の体験活動や世代間交流等の交流活動を推進し、地域の方から教えていただいたり、触れ合ったりすることで、感謝する心を育むとともに、地域の一員としての自覚をうながす。
- ・計画的にペア活動を推進し、学級・学年を越えたつながりをつくり、思いやりのある豊かな人間関係の育成に努める。

(2) いじめの早期発見の取組

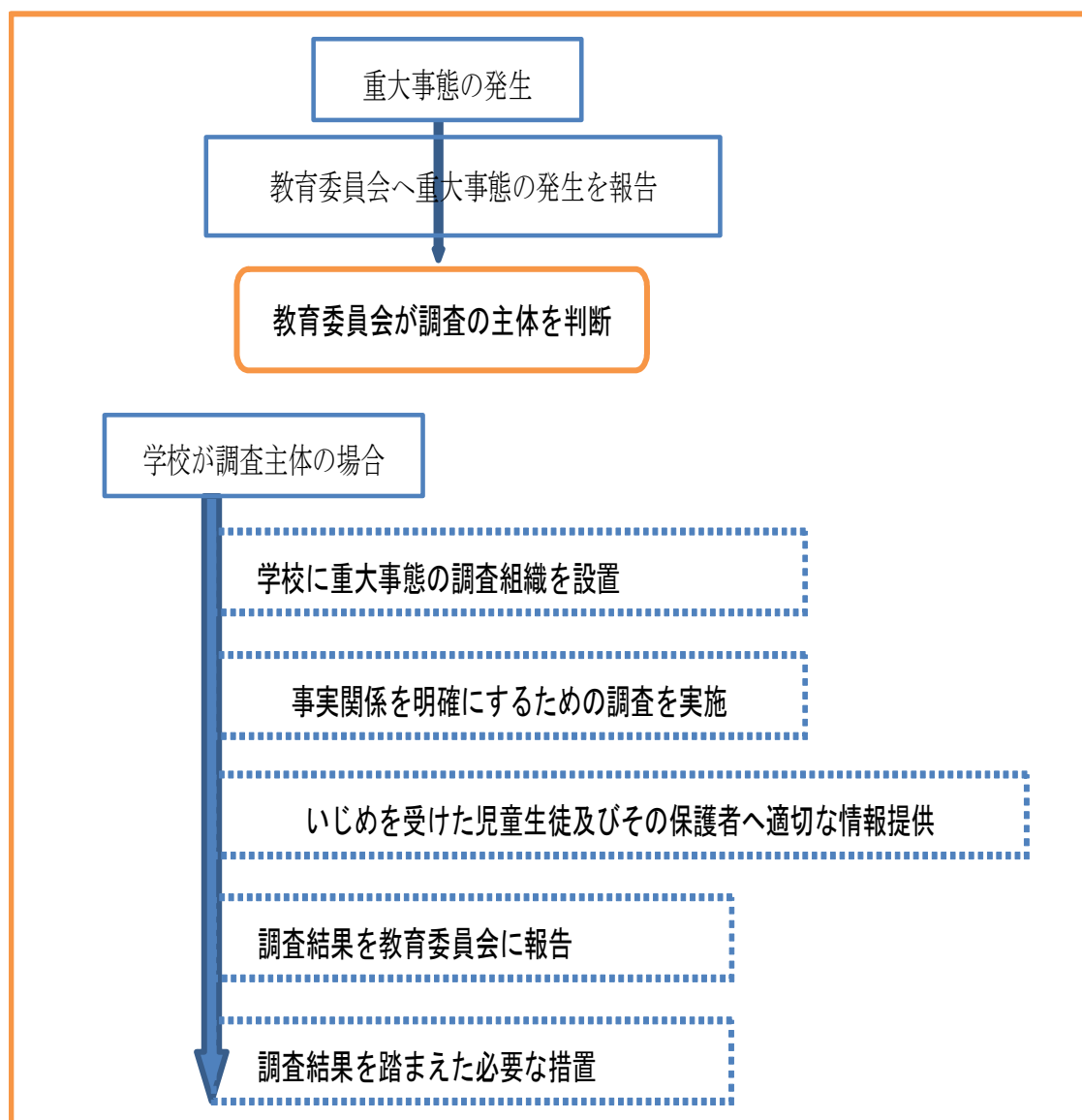
- ・いじめアンケートや教育相談を定期的に（原則として学期に1回、年3回）実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。また、日々の児童観察や生活日記等の様子から気になる変化が生じた場合には、随時アンケートや教育相談を実施し、児童の心の居場所づくりに努める。また、実施した際のアンケート用紙などの調査資料については調査後5年間の保存とする。
- ・教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・児童が相談しやすい相談体制を整備する。スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の関係諸機関の相談窓口の周知を図る。

(3) いじめに対する早期対応

- ・いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ・被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ・加害児童には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- ・いじめが解消に至ったと判断される状況になった場合でも、その後の経過に関して、日常の継続的な見守り活動を3ヶ月間は実施する。
- ・ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して対応する。
- ・いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを図る。

4 重大事態への対応

- ・重大事態が生じた場合はフローチャートに従って対応をする。
- ・重大事態が生じた場合は、速やかに大府市教育委員会に報告する。
- ・大府市教育委員会の指導・助言・支援を受け、その判断のもと、調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・調査結果をふまえて、児童への指導と支援を行う。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供をする。
- ・調査結果を大府市教育委員会に速やかに報告し、調査結果をふまえた必要な措置と再発防止のための対策を講じる。



5 学校の取組に対する検証・見直し

- ・PDCAサイクルによる見直しを行い、実効性のある取組となるよう努める。
- ・学校評価（自己評価、学校関係者評価）によって取組を検証し、取組を改善する。

6 その他

- ・いじめ防止に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し，児童やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- ・「東山小学校いじめ基本方針」は，年度はじめに保護者へ周知する。また，ホームページ等で保護者や地域に周知を図る。
- ・地域連携をすすめていくために，「ネットワーク会議」等の場を活用して情報提供をすることで，児童が安心して過ごすことができる環境づくりに地域とともにつとめていく。
- ・長期休業中の事前・事後指導を行い，休業中のいじめ防止に努める。